

## 名古屋高等裁判所裁判官会議議事録

- 第1 開催日時 令和7年12月12日(金)午後3時30分
- 第2 開催場所 名古屋高等裁判所大会議室
- 第3 出席者 別紙出席者名簿のとおり
- 第4 議事の経過及び結果

### 1 付議事項

- (1) 令和8年度における裁判官の配置等の定めについて

別添の裁判官会議資料第1の1に記載のとおり、出席者全員一致で議決した。

- (2) 名古屋高等裁判所事務処理規程(平成4年名古屋高等裁判所規程第4号)の一部改正について

別添の裁判官会議資料第1の2に記載のとおり、出席者全員一致で議決した。

### 2 承認を求める事項

裁判官の配置の定めの一部変更について

別添の裁判官会議資料第2に記載のとおり、出席者全員異議なく承認した。

### 3 報告事項

次の事項について、報告を受けた。

- (1) 裁判官の職務代行について

別添の裁判官会議資料第3の1に記載のとおり

- (2) 各種委員及び係裁判官の定めの一部変更について

別添の裁判官会議資料第3の2に記載のとおり

- (3) 裁判官以外の裁判所職員の人事異動等について

別添の裁判官会議資料第3の3に記載のとおり

- (4) 裁判官以外の裁判所職員の昇格等について

別添の裁判官会議資料第3の4に記載のとおり

(5) その他

別添の裁判官会議資料第3の5に記載のとおり

令和7年12月18日

議事録作成者

裁判所事務官



議長

高等裁判所長官



(別紙)

出席者名簿

1 裁判官会議構成員

(本庁)	高裁長官	渡	部	勇	次
	判事	片	田	信	宏
	判事	松	田	俊	哉
	判事	吉	田	尚	弘
	判事	山	田	耕	司
	判事	新	谷	晋	司
	判事	中	村	さと	み
	判事	山	本	万	起
	判事	加	藤	員	祥
	判事	金	谷	和	彦
	判事	細	野	高	広
	判事	大	村	泰	平
	判事	松	井		洋
	判事	野	村		充
	判事	石	井		寛
	判事	三	橋	泰	友
	判事	山	田	順	子
	判事	亀	村	恵	子
	判事	本	松		智
	判事	松	田	克	之
	判事	市	原	志	都
	判事	井	原	史	子
	判事	伏	見		英
	判事	小	林	佳	那
	判事	藤	根	康	平
	判事	宮	崎	文	康
(金沢支部)	判事	大	野	和	明
	判事	増	田	啓	祐
	判事	升	川	智	道
	判事	山	田	兼	司
	判事	藤	原	靖	士

2 構成員以外の者

事務局次長	和	田	薫
民事首席書記官	齊	藤	智
刑事首席書記官	南	出	良
総務課長	鈴	村	康
			人

令和7年12月12日（金）開催

裁判官会議資料

名古屋高等裁判所

目

次

第1	付議事項	
1	令和8年度における裁判官の配置等の定めについて	1
2	名古屋高等裁判所事務処理規程の一部改正について	1
第2	承認を求める事項	
	裁判官の配置の定めの一部変更について	1
第3	報告事項	
1	裁判官の職務代行について	3
2	各種委員及び係裁判官の定めの一部変更について	3
3	裁判官以外の裁判所職員の人事異動等について	3
4	裁判官以外の裁判所職員の昇格等について	3
5	その他	3

第1 付議事項

- 1 令和8年度における裁判官の配置、裁判事務の分配、裁判官に差し支えがあるときの代理順序、開廷日割及び使用法廷、司法行政事務の代理順序等の定めについて  
別紙第1のとおり定める。
- 2 名古屋高等裁判所事務処理規程（平成4年名古屋高等裁判所規程第4号）の一部改正について  
別紙第2のとおり改正する。

第2 承認を求める事項

裁判官の配置の定めの一部変更について

（1）令和7年8月24日から、次のとおり変更した。

〔第1 裁判官の配置〕

旧	新
1 本庁 民事第1部 裁判長 判 事 吉 田 彩 判 事 山 本 万起子 判 事 加 藤 員 祥 判 事 本 松 亮 智 判 事 小 津 亮 太	1 本庁 民事第1部 <hr style="border: 1px solid red;"/> 裁判長 判 事 新 谷 晋 司 判 事 山 本 万起子 判 事 加 藤 員 祥 判 事 本 松 亮 智 判 事 小 津 亮 太

（2）令和7年10月26日から、次のとおり変更した。

〔第1 裁判官の配置〕

旧	新
1 本庁 刑事第1部 裁判長 判 事 山 田 耕 司 判 事 大 村 泰 平 判 事 入 江 恭 子 判 事 石 井 寛 之 判 事 松 田 克 之	1 本庁 刑事第1部 裁判長 判 事 山 田 耕 司 判 事 大 村 泰 平 <hr style="border: 1px solid red;"/> 判 事 石 井 寛 之 判 事 松 田 克 之

(3) 令和7年12月5日から、次のとおり変更した。

[第1 裁判官の配置]

旧		新	
1 本庁 民事第2部 裁判長	事 朝 日 貴 浩 事 龜 村 恵 子 事 伏 見 佳 那 事 小 久 田 淳 一	1 本庁 民事第2部 <u>裁判長</u>	<u>判 吉 田 尚 弘</u> <u>判 龜 村 恵 子</u> <u>判 伏 小 久</u> <u>判 見 林 田 佳 那 一</u>
特別部 裁判長	長 官 渡 部 勇 次 判 事 片 田 信 宏 判 事 朝 日 貴 浩 判 事 松 田 俊 哉 判 事 山 田 本 尚 判 事 細 野 原 起 高 志 都	特別部 裁判長	長 官 渡 部 勇 次 判 事 片 田 信 宏 <u>判 事 松 田 俊 哉</u> <u>判 事 山 田 本 尚</u> <u>判 事 細 野 原 起 高 志 都</u>

(4) 令和7年12月16日から、次のとおり変更する。

[第1 裁判官の配置]

旧		新	
1 本庁 民事第4部 裁判長	事 中 村 さとみ 事 金 谷 和 彦 事 松 井 文 洋 事 宮 崎 康	1 本庁 民事第4部 <u>裁判長</u>	<u>判 原 克 也</u> <u>判 金 谷 和 彦</u> <u>判 松 井 文 洋</u> <u>判 宮 崎 康</u>

第3 報告事項

- 1 裁判官の職務代行について  
別紙第3のとおり
- 2 各種委員及び係裁判官の定めの一部変更について  
別紙第4のとおり
- 3 裁判官以外の裁判所職員の人事異動等について  
別紙第5のとおり
- 4 裁判官以外の裁判所職員の昇格等について  
別紙第6のとおり
- 5 その他  
別紙第7のとおり

(別紙第1)

令和8年度における裁判官の配置、裁判事務の分配、裁判官に  
差し支えがあるときの代理順序、開廷日割及び使用法廷、司法  
行政事務の代理順序等の定め

令和8年 1月 1日施行

名古屋高等裁判所

# 第1 裁判官の配置

## 1 本庁

民事第1部	裁判長	判事	新谷晋司
		判事	山本万起子
		判事	加藤員祥
		判事	本松智
		判事	小津亮太
民事第2部	裁判長	判事	吉田尚弘
		判事	亀村恵子
		判事	伏見英
		判事	小林佳那子
		判事	久田淳一
民事第3部	裁判長	判事	片田信宏
		判事	三橋泰友
		判事	井原史子
		判事	藤根康平
		判事	原克也
民事第4部	裁判長	判事	金谷和彦
		判事	松井洋
		判事	宮崎文康
		判事	山田耕司
		判事	大村泰平
刑事第1部	裁判長	判事	石井寛
		判事	松田克之
		判事	松田俊哉
		判事	細野高広
		判事	山田耕司

		判 事	野 村 充
		判 事	山 田 順 子
特 別 部	裁判長	長 官	渡 部 勇 次
		判 事	片 田 信 宏
		判 事	松 田 俊 哉
		判 事	吉 田 尚 弘
		判 事	山 田 耕 司
		判 事	山 本 万 起 子
		判 事	細 野 高 広
		判 事	市 原 志 都

## 2 金沢支部

第 1 部 (民事)	裁判長	判 事	大 野 和 明
		判 事	増 田 啓 祐
		判 事	升 川 智 道
		判 事	山 田 兼 司
		判 事	藤 原 靖 士
第 2 部 (刑事)	裁判長	判 事	増 田 啓 祐
		判 事	升 川 智 道
		判 事	山 田 兼 司
		判 事	藤 原 靖 士

## 第 2 裁判事務の分配

### 1 本庁と金沢支部

- (1) 本庁は、名古屋高等裁判所の権限に属する事件のうち、金沢支部が取り扱う事件を除くその余の事件を取り扱う。
- (2) 金沢支部は、名古屋高等裁判所の権限に属する事件のうち、福井、金沢及び富山の地方裁判所及び家庭裁判所の管轄区域に属する事件（裁判所法

16条3号、4号の事件、裁判官分限法3条1項の事件及び差し戻された事件を除く。)を取り扱う。

## 2 本庁

### (1) 民事及び行政に関する事件の分配

ア 上告事件は、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

イ 控訴事件は、

(ア) 一般民事控訴事件

(イ) 労働関係民事控訴事件

(ウ) 行政控訴事件

の各種別ごとに、事件記録の重量が5キログラム未満のもの、5キログラム以上15キログラム未満のもの及び15キログラム以上40キログラム未満のものに区分し、種別及び区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。40キログラム以上のものは、上記種別に関わりなく、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、控訴状が当庁に提出されたときは、以上の定めとは別に民事各部に順次分配する。

ウ 第一審事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

(ア) 選挙に関する訴訟事件

(イ) その他の行政訴訟事件

(ウ) 人身保護請求事件

エ 抗告事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、抗告状が当庁に提出された事件は、これとは別に民事各部に順次分配する。また、審判前の保全処分に対する抗告事件とその本案審判に対する抗告事件は、両事件を同一日に受け付けた場合に限り、両事件を同一の部に分配する。

(ア) 民事抗告事件（再抗告事件を含む。ただし、遺産分割審判事件に対

するもの（以下「遺産分割抗告事件」という。）を除く。）

(イ) 遺産分割抗告事件

(ウ) 行政抗告事件

(エ) 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件

オ 一の部に分配した上告、控訴及び抗告の事件と原裁判（追加裁判を含む。）を同じくする後に受理した上告、控訴、抗告及び高等裁判所が第一審として行う家事審判の事件並びにこれらの事件に対する当事者参加申立、反訴及び選定者に係る請求の追加事件は、アからエまでの定めにかかわらず、最初に分配を受けた部に分配する。この場合においては、事件の分配上は件数として数えない。

カ 家事事件手続法 274 条 3 項により事件を調停に付した上、自ら処理することとした家事調停事件は、調停に付した部に分配する。この場合においては、当該部の一人の裁判官を同条 4 項の裁判官とする。

キ 再審事件（準再審事件を含む。以下同じ。）は、原裁判をした部に分配する。

ク 差戻事件は、事件記録の重量が 5 キログラム未満のものと 5 キログラム以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、これによって定まる部が当該事件の原裁判をした部であるときは、次順位の部に分配し、後者が直近に受けるべき同一区分に属する差戻事件を前者に分配する。

ケ 民事部の裁判官又は書記官に関する除斥及び忌避の申立事件は、当該裁判官又は書記官の属する部の次順位の民事部に分配する。

コ 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の異議申立事件は、原裁判をした部又は原裁判をした裁判官の属する部の次順位の民事部に分配する。

サ その他の事件は、これに関連する本案事件が係属し、又は終局した部に分配する。ただし、本案事件の係属する部が未定のものは、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

(2) 刑事に関する事件（心神喪失者等医療観察及び少年保護に関する事件を含む。以下同じ。）の分配

ア 控訴事件は、別に定めるものを除き、事件記録の重量が10キログラム未満のもの、10キログラム以上25キログラム未満のもの、25キログラム以上50キログラム未満のもの及び50キログラム以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。ただし、当審で差戻しの判決を言い渡した事件に対する控訴事件は、当該差戻しの判決を言い渡した部以外の部に分配する。

イ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律により裁判員の関与した事件に対する控訴事件は、事件記録の重量が10キログラム未満のもの、10キログラム以上25キログラム未満のもの、25キログラム以上50キログラム未満のもの及び50キログラム以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。ただし、当審で差戻しの判決を言い渡した裁判員の関与した事件に対する控訴事件は、当該差戻しの判決を言い渡した部以外の部に分配する。

ウ 刑事訴訟法419条の抗告事件は、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。

なお、

に

受け付けた事件は刑事第2部に、

に受け付けた事件は刑事第1部に分配す

る。

エ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置

に関する法律に係る抗告事件（民事訴訟手続に移行後の同手続に関するものを除く。）は、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。

オ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律64条の抗告事件は、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。

カ 少年法32条の抗告事件及び抗告受理申立事件は、その種別ごとに、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。ただし、同一少年に係る抗告事件と抗告受理申立事件が係属した場合には、先に受理した事件の分配を受けた部に後に係属することとなった事件を分配する。

なお、[redacted]に受け付けた事件は刑事第2部に、[redacted]に受け付けた事件は刑事第1部に分配する。

キ 刑事訴訟法428条2項の異議申立事件は、原裁判をした部以外の刑事部に分配する。

なお、4の(1)の定めにより、金沢支部から回付された事件は、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。

ク 再審事件は、原裁判をした部に分配する。

ケ 差戻事件は、原裁判をした部以外の刑事部に分配する。

コ 刑事部の裁判官又は書記官に関する忌避及び回避の申立事件は、当該裁判官又は書記官の属する部以外の刑事部に分配する。

サ 刑事に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件は、受付順に従い、刑事各部に順次分配し、当該法律違反事件の異議申立事件は、原裁判をした部又は原裁判をした裁判官の属する部以外の刑事部に分配する。

なお、[redacted]  
[redacted]に

受け付けた事件は刑事第 2 部に、  
に受け付けた事件は刑事第 1 部に分配する。

シ 刑事訴訟法第二編第三章第五節又は第七編第一章で定める拘禁刑以上の実刑判決の宣告を受けた者、罰金の実刑の裁判の告知を受けた被告人又は罰金の実刑の裁判が確定した者に対する出国禁止命令に関する事件、一時出国の許可の請求に関する事件、出国制限違反による勾留、保釈取消し、勾留執行停止の取消しに関する事件及び拘置に関する事件並びにこれらの事件に付随する処分に関する事件は、刑事部及び民事部に所属する裁判官の協議により定めるところに従って取り扱う。

ス その他の事件については、本案事件に関連するものは、本案事件の係属し、又は終局した部に分配し、それ以外のものは、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。

(3) 裁判所法 16 条 4 号の事件及び裁判官分限法 3 条 1 項の事件は、特別部において取り扱う。

(4) 事件の分配を受けるべき部の裁判官に除斥原因があるため、合議体を構成することができないとき（民事訴訟法 325 条 4 項により当該事件の裁判に関与することのできない裁判官がいるため、合議体を構成することができないときを含む。）は、当該事件は、その妨げのない次順位の部に分配する。この場合においては、後者が直近に受けるべき同一の種別、区分に属する事件を前者に分配する。

(5) 事件が部に分配された後に、当該部の裁判官に除斥原因が生じ、又は除斥事由のあることが判明したため、合議体を構成することができない場合（民事訴訟法 325 条 4 項により当該事件の裁判に関与することのできない裁判官がいることが判明したため、合議体を構成することができない場合を含む。）において、当該部において当該事件を処理することが相当で

ないと認めるときは、民事又は刑事各部間の協議により、当該事件を他の部に分配替えすることができる。この場合においては、(4)の後段を準用する。

(6) 部を異にして分配された数個の事件が相互に関連するため、当該事件を併せて審理することが相当であると認めるときは、関係部間の協議により、当該事件を一の部に分配替えすることができる。この場合においては、(4)の後段を準用する。

(7) 各部の前年度未済事件は、当該部において引き続き取り扱う。

(8) 新受事件は、前年度に引き続き分配し、年度更新をしない。

### 3 金沢支部

(1) 民事及び行政に関する事件は、第1部に分配する。

(2) 家事事件手続法274条3項により事件を調停に付した上、自ら処理することとした家事調停事件については、第1部の一人の裁判官を同条4項の裁判官とする。

(3) 刑事に関する事件は、第2部に分配する。

(4) 法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件については、民事及び行政に関する事件について生じたものは第1部に、刑事に関する事件について生じたものは第2部に分配する。

(5) 高等裁判所の決定に対する異議申立事件は、当該決定をした部以外の部に分配する。

(6) 除斥、忌避及び回避の申立事件については、第1部の裁判官又は書記官に関するものは第2部に、第2部の裁判官又は書記官に関するものは第1部に分配する。

### 4 その他

(1) 金沢支部において事件の分配を受けた部が合議体を構成することができないときは、長官は、当該事件を本庁に回付することができる。

(2) 1から3までの定めにより本庁と金沢支部の各部に分配された事件を当該部において取り扱うことが相当でないと認めるときは、長官は、当該事件を回付し、又は他の部に分配替えすることができる。本庁各部相互間において事件の分配替えをした場合においては、2の(4)の後段を準用する。

### 第3 裁判官に差し支えがあるときの代理順序

#### 1 本庁

(1) 裁判長に差し支えがあるときは、その部の他の裁判官が第1の1に掲げる順序により代理する。ただし、特別の理由があるときは、長官が指名する裁判官が代理する。

(2) 一の部に属する裁判官に差し支えがあり、当該部の裁判官によって合議体を構成することができないときの代理順序は、次のとおりとし、代理する部において代理する裁判官(裁判長を除く。)を定める。ただし、特別な理由があるときは、長官が指名する裁判官が代理する。

差し支えがある部	代理順序1	代理順序2	代理順序3	代理順序4	代理順序5
民事第1部	民事第2部	民事第4部	民事第3部	刑事第1部	刑事第2部
民事第2部	民事第1部	民事第3部	民事第4部	刑事第2部	刑事第1部
民事第3部	民事第4部	民事第2部	民事第1部	刑事第1部	刑事第2部
民事第4部	民事第3部	民事第1部	民事第2部	刑事第2部	刑事第1部
刑事第1部	刑事第2部	民事第1部	民事第3部	民事第4部	民事第2部
刑事第2部	刑事第1部	民事第2部	民事第4部	民事第3部	民事第1部

(3) 一の部に属する裁判官全員に差し支えがあるときの代理順序は、次のとおりとする。ただし、代理する部において差し支えがあるとき及び特別な理由があるときは、長官が指定する部において代理する。

差し支えがある部	代理する部
民事第1部	民事第2部
民事第2部	民事第1部
民事第3部	民事第4部
民事第4部	民事第3部
刑事第1部	刑事第2部
刑事第2部	刑事第1部

(4) 自然災害発生時等の緊急時においては、(1)から(3)の定めにかかわらず、長官が指名する裁判官が代理することができる。

## 2 金沢支部

(1) 裁判長に差し支えがあるときは、その部に属する他の裁判官又は他の部の裁判長のうち、支部長が指名する裁判官が代理する。

(2) 一の部に属する裁判官に差し支えがあり、当該部の裁判官によって合議体を構成することができないときは、他の部に属する裁判官のうち、支部長が指名する裁判官が代理する。

(3) 裁判長又は裁判官に差し支えがあり、(1)及び(2)の定めによることができない特別の事情があるときは、長官が指名する本庁又は支部の裁判官が代理する。

## 第4 開廷日割及び使用法廷

### 1 本庁

(1) 民事及び刑事各部の開廷日割及び使用法廷は、次のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じ、随時、適宜の法廷において開廷することができる。

部 名	開 廷 日 割	使 用 法 廷
民事第1部	月、水、金	1001号法廷、1006号法廷
民事第2部	月、火、木	1001号法廷、1006号法廷
民事第3部	月、火、木	1004号法廷、1005号法廷
民事第4部	月、水、金	1004号法廷、1005号法廷
刑事第1部	火、木、金 (第2、4)	1002号法廷
刑事第2部	金 (第1、3、5)	1003号法廷
	月、水、金 (第1、3、5)	1002号法廷
	金 (第2、4)	1003号法廷

(2) 特別部は、随時、適宜の法廷において開廷する。

## 2 金沢支部

各部の開廷日割及び使用法廷は、次のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じ、随時、適宜の法廷において開廷することができる。

部 名	開 廷 日 割	使用法廷
第1部 (民事)	月、水、金 (午後) 月、火、水、木、金	201号法廷 304号法廷
第2部 (刑事)	火、木、金 (午前)	201号法廷

## 第5 司法行政事務の代理順序

### 1 長官に差し支えがあるときの代理順序

第1順位 判 事 片 田 信 宏

第2順位 判 事 松 田 俊 哉

### 2 金沢支部長に差し支えがあるときの代理順序

第1順位 判 事 増 田 啓 祐

第2順位 判 事 升 川 智 道

### 3 部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、当該部の他の裁判官が第1に掲げる順序により代理する。

## 第6 各種委員及び係裁判官

1 常置委員

常置委員会規程 2 条 1 項 1、2 号の委員

委員長	長官	渡部	勇次
	判事	片田	信宏
	判事	松田	俊哉
	判事	吉田	尚弘
	判事	山田	耕司
	判事	新谷	晋司
	判事	原	克也

常置委員会規程 2 条 1 項 3 号の委員

	判事	松井	洋
	判事	松田	克之

常置委員会規程 2 条 1 項 4 号の委員

	支部長	大野	和明
--	-----	----	----

2 判例委員会

委員長	長官	渡部	勇次
委員	判事	大野	和明 (金沢支部)
同	判事	片田	信宏
同	判事	松田	俊哉
同	判事	吉田	尚弘
同	判事	山田	耕司
同	判事	新谷	晋司
同	判事	原	克也
同	判事	松井	洋
幹事	判事	細野	高広
同	判事	市原	志都 (事務局長)

同 判 事 宮 崎 文 康

3 広報委員会

委員長 判 事 市 原 志 都 (事務局長)

委 員 判 事 松 田 克 之

同 判 事 藤 原 靖 士 (金沢支部)

委 員 判 事 小 林 佳 那 子

4 資料事務指導係裁判官

判 事 山 本 万 起 子

判 事 大 村 泰 平

判 事 市 原 志 都 (事務局長)

5 研修指導係裁判官

判 事 金 谷 和 彦

◎名古屋高等裁判所規程第一号

名古屋高等裁判所事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年一月二日

名 古 屋 高 等 裁 判 所

名古屋高等裁判所事務処理規程の一部を改正する規程

名古屋高等裁判所事務処理規程（平成四年名古屋高等裁判所規程第四号）の一部を次のように改正する。

一 第四条第二項第六号中「第八十条第二号の規定による司法行政の監督」を「第八十二条の処分」に改める。

二 第四条第四項第一号中「（ただし、同項第六号に掲げる事項については、司法行政の監督権を行使した場合に限る。）」を削る。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和八年一月一日から施行する。

◎名古屋高等裁判所規程第四号

下級裁判所事務処理規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十六号）第二十八条の規定に基づき、名古屋高等裁判所事務処理規程を次のように定める。

平成四年十二月十八日

名古屋高等裁判所

改正 平成一六年 六月二五日名古屋高等裁判所規程第二号

平成一八年 六月一九日名古屋高等裁判所規程第一号

平成一九年 六月二九日名古屋高等裁判所規程第一号

平成二三年 六月二四日名古屋高等裁判所規程第一号

平成二九年二月一五日名古屋高等裁判所規程第一号

令和元年 六月二一日名古屋高等裁判所規程第一号

令和七年二月二二日名古屋高等裁判所規程第一号

名古屋高等裁判所事務処理規程

第一条 名古屋高等裁判所が行う司法行政事務については、法令及び規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 裁判官会議は、毎年六月及び十二月に招集しなければならない。

第三条 裁判官会議に常置委員会を置く。

2 常置委員会は、名古屋高等裁判所長官（以下「長官」という。）の諮問に応じて司法行政事務について意見を答申するほか、司法行政事務の運営について意見を述べることができる。

3 常置委員会の組織及び運営の方法は、別に定める。

第四条 司法行政事務は、次に掲げる事項及び第五条第一項に掲げる事項を除き、長官に委任する。

一 規則及び規程の制定及び改廃に関する事項

二 裁判官の配置、裁判事務の分配及び裁判官に差し支えがあるときの代理順序に関する事項（事件の回付及び分配替えに関する事項を除く。）

三 開廷の日割りに関する事項

四 司法行政事務の代理順序に関する事項

2 長官は、前項の規定により委任された事務のうち、次に掲げる事項を処理する場合には、あらかじめ常置委員会に諮問し、その意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

一 事件の回付及び分配替えに関する事項

二 裁判官の職務代行に関する事項

三 各種委員及び係裁判官の指名に関する事項

四 裁判官以外の裁判所職員（以下「職員」という。）の任免、補職及び勤務裁判所の指定に関する事項（臨時的任用職員、任期付採用職員、業務代替職員、期間業務職員及びパートタイム職員に係る事項並びに管内家庭裁判所の家庭裁判所調査官に任期を定めてする名古屋高等裁判所勤務の併任及び併任解除に関する事項を除く。）

五 職員の昇格に関する事項

六 裁判所法第八十二条の処分に関する事項

七 裁判官分限法第六条の申立て及び同法第八条の抗告に関する事項

八 職員の分限（心身の故障のため長期の休養を要する場合にする休職を除く。）及び懲戒に関する事項

3 長官が第一項各号に掲げる事項について下級裁判所事務処理規則第十九条の規定により応急の措置を講ずる場合には、前項の規定を準用する。

4 長官は、第一項の規定により委任された事務を処理した場合には、次に掲げる事項を除き、処理した事項及びその内容を裁判官会議に報告することを要しない。

一 第二項に掲げる事項

二 前号に掲げる事項のほか、長官が必要と認める事項

第五条 次に掲げる事項は、名古屋高等裁判所金沢支部長（以下「金沢支部長」という。）に委任する。

一 専ら名古屋高等裁判所金沢支部（以下「金沢支部」という。）に関する事項を扱う協議会及び事務打合せに関する事項

二 金沢支部に係属した事件の統計情報に関する事項

2 金沢支部長は、前項の規定により委任された事務を処理した場合には、金沢支部長が必要と認める事項を除き、処理した事項及びその内容を裁判官会議に報告することを要しない。

第六条 この規程を改正するには、出席裁判官の三分の二以上の賛成がなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成五年一月一日から施行する。

(名古屋高等裁判所裁判官会議規程の廃止)

2 名古屋高等裁判所裁判官会議規程(昭和二十五年二月四日制定)は、平成四年十二月三十一日限り、廃止する。

3 削除(平一六名高裁程二)

附 則 (平成一六年六月二五日名古屋高等裁判所規程第二号)

この規程は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月一九日名古屋高等裁判所規程第一号)

この規程は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二九日名古屋高等裁判所規程第一号)

この規程は、平成十九年七月一日から施行する。

附 則（平成二三年六月二四日名古屋高等裁判所規程第一号）

この規程は、平成二三年七月一日から施行する。

附 則（平成二九年一月二日名古屋高等裁判所規程第一号）

この規程は、平成三〇年一月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二一日名古屋高等裁判所規程第一号）

この規程は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和七年一月二二日名古屋高等裁判所規程第一号）

この規程は、令和八年一月一日から施行する。

(別紙第3)

職務代行一覧

(機密性2)

命・免	免令日	職務代行庁	新官	現官	職氏名	職務代行期間		免令庁
						始期	終期	
命	R7.8.24	名古屋高判事	名古屋家判事(所長)・名古屋簡裁判事	名古屋高判事(部総括)・名古屋簡裁判事	吉田 彩	R7.8.24	R7.9.22	高裁
命	R7.10.16	富山地高岡支判事		金沢地家判事(部総括)・金沢簡裁判事	伊藤 大介	R7.10.16	当面の間	高裁
命	R7.10.16	富山地高岡支判事補		金沢地家判事補・金沢簡裁判事	藤本 思帆音	R7.10.16	当面の間	高裁
命	R7.10.26	名古屋高判事	名古屋地判事(部総括)・名古屋簡裁判事	名古屋高判事・名古屋簡裁判事	入江 恭子	R7.10.26	R7.12.31	高裁





(別紙第5)

## 裁判官以外の裁判所職員の人事異動等について

事務職・書記職幹部職員等一高裁任命権、参考：最高裁発令事項等

発令日	氏名	旧所属・官職	新所属・官職	備考
令和7.8.1	早川 太	名古屋高等裁判所裁判所書記官(民事首席書記官)	最高裁判所裁判所書記官(訟廷首席書記官)	最高裁発令事項 昇任
令和7.8.1	齊藤 智昭	名古屋家庭裁判所裁判所書記官(家事首席書記官)	名古屋高等裁判所裁判所書記官(民事首席書記官)	最高裁発令事項
令和7.8.1	荒川 正光	金沢家庭裁判所裁判所書記官(首席書記官)	名古屋家庭裁判所裁判所書記官(家事首席書記官)	最高裁発令事項
令和7.8.1	大場 淑江	(金沢地方裁判所裁判所書記官(民事首席書記官))	金沢家庭裁判所裁判所書記官(首席書記官)併任	最高裁発令事項 併任追加(民事・刑事→民事・刑事・家裁)
令和7.8.1	南出 良仁	富山地方裁判所裁判所事務官(事務局長)	名古屋高等裁判所裁判所書記官(刑事首席書記官)	最高裁発令事項 富山家庭裁判所裁判所事務官(事務局長)併任解除(最高裁発令事項)
令和7.8.1	佐野 司	福井地方裁判所裁判所書記官(首席書記官)	富山地方裁判所裁判所事務官(事務局長)	最高裁発令事項 富山家庭裁判所裁判所事務官(事務局長)併任(最高裁発令事項) 福井家庭裁判所裁判所書記官(首席書記官)併任解除(最高裁発令事項)
令和7.8.1	金地 啓之	名古屋高等裁判所裁判所事務官(事務局総括企画官)	福井地方裁判所裁判所書記官(首席書記官)	最高裁発令事項 福井家庭裁判所裁判所書記官(首席書記官)併任(最高裁発令事項)
令和7.8.1	本村 直也	福井地方裁判所裁判所事務官(事務局次長)	名古屋高等裁判所裁判所事務官(事務局総括企画官)	福井家庭裁判所裁判所事務官(事務局次長)併任解除(最高裁発令事項)
令和7.8.1	松原 貴弘		福井地方裁判所裁判所事務官(事務局次長)	最高裁発令事項 福井家庭裁判所裁判所事務官(事務局次長)併任(最高裁発令事項)
令和7.8.1	齊藤 志穂	名古屋地方裁判所裁判所書記官(次席書記官)	岐阜家庭裁判所裁判所書記官(首席書記官)	最高裁発令事項
令和7.8.1	川崎 洋一	富山地方裁判所裁判所事務官(事務局次長)	名古屋地方裁判所裁判所書記官(次席書記官)	最高裁発令事項 富山家庭裁判所裁判所事務官(事務局次長)併任解除(最高裁発令事項)
令和7.8.1	田島 祥子		富山地方裁判所裁判所事務官(事務局次長)	最高裁発令事項 富山家庭裁判所裁判所事務官(事務局次長)併任(最高裁発令事項)





発令日	氏名	旧所属・官職	新所属・官職	備考

発令日	氏名	旧所属・官職	新所属・官職	備考

発令日	氏名	旧所属・官職	新所属・官職	備考

発令日	氏名	旧所属・官職	新所属・官職	備考

(別紙第6)

裁判官以外の裁判所職員の昇格等について

1 [Redacted]

信託表	昇格級	氏名	現任		異動・昇格後		備考
			職階	職名	職階	職名	
[Redacted]							
[Redacted]							

2 [Redacted]

信託表	昇格級	氏名	現任		異動・昇格後		備考
			職階	職名	職階	職名	
[Redacted]							
[Redacted]							
[Redacted]							

3 [Redacted]

信託表	昇格級	氏名	現任		異動・昇格後		備考
			職階	職名	職階	職名	
[Redacted]							
[Redacted]							
[Redacted]							
[Redacted]							

4 [Redacted]

信託表	昇格級	氏名	現任		異動・昇格後		備考
			職階	職名	職階	職名	
[Redacted]							
[Redacted]							
[Redacted]							

5 [Redacted]

信託表	昇格級	氏名	現任		異動・昇格後		備考
			職階	職名	職階	職名	
[Redacted]							
[Redacted]							

6 [REDACTED]

姓名	性别	职务	原任		异动 异动后		备注
			职务	职务	职务	职务	
[REDACTED]							

7 [REDACTED]

姓名	性别	职务	原任		异动 异动后		备注
			职务	职务	职务	职务	
[REDACTED]							
[REDACTED]							
[REDACTED]							

(別紙第7)

開示申出状況

令和7年11月30日現在

	申出日 (受理日)	開示申出内容(司法行政文書の名称等)	終局(通知)日	終局(通知)結果	苦情の有無
1	令和7年5月30日 (令和7年5月30日)		令和7年6月30日	一部開示 (不存在)	なし
2	令和7年3月24日 (令和7年3月31日)		令和7年7月31日	一部開示 (不開示情報)	なし
3	令和7年10月2日 (令和7年10月2日)		令和7年10月31日	全部開示	

※ 令和7年6月2日から令和7年11月30日までに終局(通知)をした開示申出である。

※ 上記のほか、令和7年11月30日までに終局(通知)をしていない開示申出が12件ある。